

第243回一関市教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 令和4年12月21日（水）午後1時30分

閉会 令和4年12月21日（水）午後3時09分

2 会議の場所

議会第2委員会室

3 出席者

教育長 小菅正晴

委員 伊藤一志

委員 佐藤一伯

委員 桂島加奈子

委員 大浪友子

4 会議に出席した関係者及び職員

教育部長	及川和也
一関図書館長	中川文志
教育部次長兼学校教育課長	菅原正樹
教育総務課長	遠藤実
文化財課長兼骨寺荘園室長	氏家克典
一関市博物館次長	佐々木修路
いきがづくり課長	伊藤信子
教育総務課庶務係長	細川圭子（記録）

5 議題及び議決事項

協議第4号 一関市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

6 報告

- (1) 新一関市立花泉小学校プール建設（建築）工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について
- (2) 行事報告及び行事予定について

7 その他

- (1) 一関市立中学校地域部活動の概要について
- (2) その他

8 会議の議事

○教育長 ただいまから第243回一関市教育委員会定例会を始めます。

協議第4号 一関市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

○教育長 2番の議事に入ります。議事日程第1、協議第4号、一関市博物館条例の一部を改正する条例の制定につきまして、事務局から説明願います。

教育部長。

○教育部長 博物館条例の一部を改正する条例を、次のとおり制定するよう市長に申し入れたので協議するものであります。今回の改正につきましては、博物館法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては博物館次長から説明いたします。

○教育長 博物館次長。

○博物館次長 (説明)

○教育長 それではただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

佐藤委員。

○佐藤委員 今のご説明ですと、第18条の公立博物館設置については、条例を基に定めなければならないというものがなくなるということにつきましては、この国のほうの改正というのは、公立博物館は必ずしも条例を定めなくてもいいというように考えるようになったのか、そのあたりの公立博物館設置に関して国のほうの基準に変更があったことに伴ってこの条文が変わったのかどうかの確認をしたいと思います。

○教育長 博物館次長。

○博物館次長 法第18条については、先ほどご説明しましたとおり、内容については「設置に関する事項は当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない」となっていたものが、18条が削除ということですので、法の改正後は特に設置に関しては条例で定める必要はなくなったということでございます。

法の一部改正の趣旨としましては、近年の博物館に求められる役割が多様化、高度化しているということを踏まえて、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、適正な運営を確保するため法律の目的や、博物館の事業、それから博物館の登録の要件等を見直すという

ことで、それによって博物館が求められる役割を果たしていくための規定を整備するという趣旨で法改正がなされたということですが、その一環として、今回この部分については削除されたということでもあります。

○教育長 よろしいですか。

では私のほうからですが、今の話がちょっとよくわからなかったのですが、条例で定める必要はなくなったということはそのとおりですか。

博物館次長。

○博物館次長 条例で定めなければならないという部分が削除となりましたので、条例で定めるという必要はなくなったということです。

○教育長 そうすると、博物館を規定するものはそれぞれの市町村ごとに条例でなくても規則等でも構わないのだけれど、それはお任せだということになったわけでしょうか。

博物館次長。

○博物館次長 そのように理解しております。

○教育長 その他いかがでしょうか。よろしいですか。

これは国の法律の改正により市の条例の整合性をとったということだと思います。

採決を取りたいと思います。議事日程第1、協議第4号につきまして承認の方は挙手を願います。

全員一致で承認されました。

報告(1) 新一関市立花泉小学校プール建設（建築）工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

○教育長 それでは3番の報告に入ります。(1)新一関市立花泉小学校プール建設（建築）工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告につきまして、事務局から報告願います。

教育総務課長。

○教育総務課長 （説明）

○教育長 それではただいまの変更につきまして、額的には71万円という、全体の総額に比べれば比較的少額ではありますが、契約後の変更についてでありました。

これにつきまして何かご質問ありますか。

桂島委員。

○桂島委員 令和4年6月から適用された積算基準単価と9月から適用された積算基準単価が変わっての額の変更ということですが、今後もこの積算基準単価が変更する可能性とどうかはあるのかどうかを教えてください。定期的に変わるものなのでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 適用される積算基準単価につきましては、定期的な時期等で決められているものですが、これを適用するかどうかという部分は、今回のように仮契約を締結し本契約までに議会の議決までの間が少しあいてしまうような場合にこのようになるということです。議決を要しないものは入札後即契約ということになりますので、こういった事例で積算基準が変わるようなものというのはあまりないということでもあります。

○教育長 他にいかがでしょうか。

今の分に関わって、前にもあったので確認ですけれども、この花泉小学校の建設に関わって、インフレスライドということで、途中で変更したという経緯があると思うのですが、こういうプールについても、契約後に物価上昇等で基準の単価が変わったような場合に、そういうインフレスライドの適用を業者が申し出たときに、それに応じることはあり得るのでしょうか。

教育総務課長。

○教育総務課長 インフレスライドに関しましては今お話のとおり、適用になる可能性もあります。業者から請求されれば積算して、適用させるという契約の条項になっています。

○教育長 ちなみにこのプールは、完成予定はいつでしたか。

教育総務課長。

○教育総務課長 契約としては令和5年3月31日としていますが、実際には予算の繰越議案が議会で議決され、国庫補助等の予算繰越手続きが完了した場合は、工期は令和5年の6月5日までの251日間になる予定です。

○教育長 そうすると4月の開校にはもちろん間に合わないけれども、プールの初めての使用には間に合う予定であるという捉え方でいいですか。

教育総務課長。

○教育総務課長 お話の通りでございます。夏に暑くなってプールを使用するまでには間に合わせる予定としてございます。

○教育長 その他いかがでしょうか。よろしいですか。

直接これには関係ないのですがお話させていただきますと、質問ではありませんけれども、この新しい花泉小学校のプールは、8レーンでさらに低学年用のプールを作る予定です。中学校には今はプールがない状態で、中学校は花泉にある市民プールを使っていたのですが、その市民プールが老朽化で使えない状態ですので、今度の小学校に作ったプールを、中学校も活用する予定になっています。

中学校から小学校までは数百メートルで、大体歩いて5分ぐらいだと思いますが、その間に道路がありまして、横断歩道を渡らないといけない状態になっていました。今日花泉小学校の統合の推進委員会があるのですが、この間、推進委員会の中でも子どもの通学

の安全については随分指摘されていまして、きちっと整備してほしいという意見が出されていまして、その中の一つとして、その中学校側から小学校側に移る横断歩道、これは小学生も使うと思うのですが、横断歩道に信号機を設置してほしいという要望が出されていきました。ただ信号設置については警察の所掌で、警察のほうでも要望があったらすぐつけるというわけにはいかない状況があるので、当面は信号がない状態で横断歩道の位置をちょっと変えながら、より使うほうに位置を変えながら対応するということになると思います。そこはわかっておいていただきたいと思います。いずれ中学生が今後は小学校のプールを使うという方向になると思います。直接このことには関係ありませんけれども、お話をさせていただきました。

それではこれは報告ですので、これでよろしいですか。

それでは(1)は終了します。

報告(2) 行事報告及び行事予定について

○教育長 報告の(2)行事報告及び行事予定につきまして、私のほうから行事報告をさせていただきます。前回は11月21日が教育委員会の定例会でありましたので、それ以降の行事の報告をいたします。

11月24日、世界遺産登録の協議を文化庁のほうに文化財課長と私のほうで行って、お話をしてきました。実は後のほうにも関係してくるのですが、現在の世界遺産拡張登録に関わる状況につきましては、8月18日に東京で専門の方々による検討委員会を開きました。その中では検討委員の結論として、世界遺産推薦書素案を提出するのに近い状態は柳之御所だけの部分であろうということでした。第2候補として、柳之御所と骨寺村荘園遺跡があるだろうということでしたが、これはちょっと時間がかかるのではないかとということでした。更に第3案として、柳之御所と骨寺村荘園遺跡の他に平泉の達谷窟、それから奥州の白鳥館遺跡、それから同じく奥州の長者ヶ原廃寺跡、この5つの資産の案もありましたが、この案についてはなかなか議題の具体には上らなかったところでありまして、これについてはかなり長期の時間がかかるだろうという検討委員会での結論でした。その結論をもって、最終的に推薦書素案に出す構成資産、今言った5つのうちどれを出すかという部分については、最終的に県と一関も含めた2市1町で協議して、最終的には知事と首長の会議で決めるということになっておりましたので、あくまで検討委員の意見は意見としてその後どうするかを検討したところですが、なかなか結論には至っていなかったところでありまして。文化庁にわざわざ出かけて行ったのは、一関市のほうから要望して県と一緒に行っていただいたのですが、これは仮に第2案を出すとなった場合に、文科庁は受け取る形になるのかどうかという部分も含めて話を聞きに行きました。結論とすれば受け取ること

はできるということでありませけれども、ただ一般的には検討委員会の意見は尊重することが一般的であるという回答でありました。そういう回答をもらって、この後、また県との協議、あるいは他の平泉、奥州との協議を続ける予定であります。

そのために24日に文化庁に出かけて行ったところであります。

25日、いわいの里ガイドの会の創立20周年記念式典がありました。ガイドの会は平成14年に設立しまして、現在会員が30人ほどであります。例えば沼田家のガイドとか、あるいは骨寺村荘園遺跡のガイドとか、あるいは芭蕉の足跡をたどるガイドとか、様々な活動をしておりましたので、私も案内がありましたので行ってきました。非常に一関市にとってもこのガイドの会の皆さん方の活躍というのは、市民にとって歴史を学ぶ、誇りとする部分では非常に意義深い活動だなということを改めて感じてきたところあります。

26日、芦東山記念館開館15周年事業がありました。15年になりますけれども、大東の渋民にある記念館であります。今回はこの間、委託研究をお願いしていた早稲田大学の稲畑耕一郎先生、それから近畿大学の原田信准教授、この方々に講演していただきまして、稲畑先生には漢詩から見た人間像ということで講演してもらいましたし、近畿大の原田先生には無刑録ができるまでの特に草稿、草稿というのはいわゆる下書きですが、下書きの研究をだいぶ深くされていて、そのことの報告をしていただきました。非常に面白い、刺激的なお話を2人から頂戴したところあります。なお、この委託研究は3年ごとに3回繰り返しましたが、一応ここで一旦は区切りとなります。ただ、翌年以降どのようにしていくかは、できればこの研究を何らかの形で次の事業に繋げていきたいと考えているところあります。

第36週、30日、スポーツ少年団との懇談会を総合体育館ユードームで行いました。今日、最後に地域部活動についてのその他の事項で説明あると思いますが、地域部活動の今後のあり方について、スポーツ少年団の代表者とか、あるいは種目別協会の方々、バスケットとかサッカーとか野球とかそういう方々等、それから市P連の方々、それから校長会、中体連の方々、そして市のほうからスポーツ振興課と教育委員会が入って説明と意見交換をしたところあります。大方理解はしていただきましたがそれぞれ抱えている課題についても共有できたのではないかなと思います。

12月1日、西成田教室視察と書いていますが、宮城県富谷市のほうに私と学校教育課の職員が行ってまいりました。これは何かというと、不登校の特例校がここにありまして、今年度の4月に開校したところあります。全国21か所、不登校の特例校がありまして、東北では唯一ここが特例校を作りました。ただここは富谷中学校の分校として作りまして、旧小学校の廃校舎を活用しています。元々この廃校舎は一関で言うと市民センターのような形で活用はしていたのですが、その半分のところに不登校の特例校を設置しまして活動

しているということで、私のほうでも比較的近い場所なので、行ってみたところでありませう。今後、不登校の今の増加の状況から、すぐにはできないにしても、一つの研究材料として参考として見ておく必要もあるかなと思って行ってきたところでもあります。

第37週、12月7日、幼小中高特高専大校運営協議会がありました。これは大きな行事として年2回ほど、幼稚園から大学までの校長先生方が集まりまして、市の共通の課題について、授業をお互い見合ったり、講演を聞いたりという形で年2回ほど活動しておりました。今回は講演を聞くということで、駒形克己さんという方が今一関に在住しております。この方は、造本作家であると同時にデザイナーの方であります。この方は多分なじみはあまりなかったかもしれませんが、一関図書館から教育委員会に紹介がありまして、その後様々な場面でこの方にワークショップ等をやっているところなんです。近くだと、学校統合による閉園、閉校の予定の、弥栄幼稚園と新沼小学校、それから興田中学校にこの方に行っていたきましてワークショップをやったところでもあります。今回は市内の校長先生方、大体70名ぐらいを対象にこのワークショップをやらせていただきました。ワークショップの前に、それに先立って講演を行っていただきまして、海外での経験、行動力と突破力ということでお話をいただきました。この方はアメリカとかフランス、イタリアでそういう活動をしている方でありまして、7日の少し前にもイタリアとフランスでワークショップや講演会をやって帰ってきた方でもあります。そういう点では一関にとっては貴重な方だなと思います。たまたま一関に2年前に住むようになったようでありまして、教育面でも非常に今後、この方のお力添えをいただくことは、教育にちょっと非常に大きな力になるなと思ったところでもあります。

8日、市議会の本会議がスタートしました。教育民生常任委員会も同じ日にありました。これは前にお話させていただきましたが、スクールバスの小学校4キロ、中学校6キロを弾力化することにつきまして、教育民生常任委員会に説明したところでもあります。

10日、一関地域の教育振興運動推進研修会が文化センターでありまして、私も参加したところでもあります。今後、学校運営推進協議会との関係で連携を取りながらやっていく予定であります。

14日、人事ヒアリングがスタートしまして、市内の小学校中学校の教職員についての部分ですが、昨日まで行ったところでもあります。

15日、骨寺村荘園遺跡世界遺産拡張登録の県との協議を行いましたし、17日土曜日には地元の本寺に行きまして、現在の状況について説明させていただきました。先ほど話した中身を説明させていただいたところでもあります。

少し戻りますが、12月16日、市民と議員の懇談会の提言に基づく提案をいただきました。これは、その日議会が終わったのですが、議員さん方が議会の前に市内12か所で200

人ほどの市民とそれぞれ懇談を重ねてきたようでありまして、今回は地域協働についてということで懇談してきたようです。その中で様々な提言を20項目ほどいただきましたが、その中の後半部分に教育委員会に関係する部分もありましたので、私がお場に出て受け取ってきたところでもあります。教育委員会に関係する部分としては、学校統合が進みますが、その統合の後の跡地利用についてのお話、それから統合の際の通学の安全についてのお話、それからスクールバスの乗車距離の弾力化の話、それから文化財保護とそれに対する支援の話、そういった部分について懇談会で話題となったようでもありますので、その提言をいただいてきたところでもあります。

行事報告については以上です。何か皆さん方から質問ありますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 8日に教育民生常任委員会があったようですが、テレビや新聞等で話題になったのですが、民生委員さんの活動の中で一関は十分に機能している、そして民生委員さんが十分にいらっしゃるのでしょうか。というのは全国的に民生委員さんが少なくなっていて、岩手県も少なくなっていると。結局、今教育現場ではいろんな課題を抱えていますので、民生委員さんの仕事というのはすごく重要になってきていると私は捉えているのですが、市の民生委員さんの状況、そして活動状況もわかる範囲で教えていただければありがたいです。

○教育長 ちなみにこの教育民生常任委員会は、議員さんたちの常任委員会で、議会の本会議とは別に小さなグループでテーマ別に行っている委員会で、今の話は保健福祉部が主に所掌しておりますけれども、もしわかればお願いします。

教育部長。

○教育部長 今回、任期満了で新たに更新する方もいれば、新しい委員さんに辞令交付したということもあったようですが、やはりなかなか手がなくて、新しい方にバトンタッチできなかったところもあって、人数も何人か欠員になったということを知っていました。

○教育長 確かに学校との関係でお世話になっている部分もあると思います。

○伊藤委員 結局、学校で抱えた家庭での問題は、学校がここまで入れる、ここからは踏み越すことができないというときには、やはり民生委員さんの力が非常に大きいものです。学校教育の中での指導できる範疇を超える部分での民生委員さんの仕事は非常に大きいですから、かけ離れた質問になってしまったのですが、民生委員さんに関して言えば、充実した状況であってほしいなと感じました。

○教育長 確かに学校教育でも、学校教育課長、もしわかればですが、前まで就学援助費を支給するときに、校長先生の意見、それから場合によっては民生委員さんの意見も加味

しながら決定していたということが確かあったような気がします、何かもしわかればお知らせください。

○**学校教育課長** 確かに家庭の収入とか、あるいはその生活の様子というのが学校ではわからないので、全部ではないですけども、民生委員さんから家庭の状況を意見書としてもらう場合もあるというように聞いています。

○**教育長** その他何かご質問ありますか。

桂島委員。

○**桂島委員** 12月1日の富谷市の西成田教室に視察に行かれたということでしたけれども、不登校の方たちがそこに行く場合に、登校の形態というか、何時間とか週に何回とか、どのように運営をされているのかというのを少しご紹介いただけたらと思います。

○**教育長** 先ほど具体的に話しませんでしたけれども、そこは中学校の分校としてスタートして、富谷市は仙台市のすぐそばですけども、ベッドタウンみたいな形になっているので面積は小さいのですが密集しているところです。現在18人通っているようです。4月に開校してから、18人通って2人ほどまた来られなくなった子はいるけれども、18分の16人が登校し続けているということは素晴らしいなと思いました。輸送方法は、市でデマンド型のタクシーのような形で、要するにタクシー会社と契約して、そこが市内を回って歩くようです。不登校の子を乗せて、学校に運んで、そして学習して帰すと。帰りももちろんそれぞれを送っていくという形をやっているようです。ここは文部科学省の特例申請をして、承認された学校ですので、要するに正規の学校ですから、フリースクールとは違って、教育課程も教科も例えば国語何時間、社会何時間というのも一応はそれに準じてやると。ただ特例校なので若干音楽とか美術とかは確か時間は少なかったと思いますが、総合的な学習の時間を結構増やして、自由にみんなで近くの自然に入っていくたり、農家のいろいろな手伝いをしたりというのを多く時間をとって、そういうカリキュラムを組んでいる学校でありました。先生方も普通の分校の中学校ですので、1年生、2年生、3年生と3クラス分増える形なのですが、結局富谷中学校の本校があって、それと学級は別なので、場所も違いますから、学級が3つできるので、当然そこに先生が3学級分は配置されています。プラスアルファで市から非常勤の先生を配置しているという形にしておりました。非常にそういう点では不登校の子にとってはありがたい部分だなと思いました。

桂島委員。

○**桂島委員** その特例校に登校できるのは富谷市の子に限定しているわけではないのでしょうか。

○**教育長** 基本的には富谷中学校の分校ですから、富谷中学校に在籍してもらうという形です。ですからここに行きたい場合には富谷中学校に転校して分校に行くという形です。

他の市から行く場合にはそこに転校するという形になります。

○桂島委員 ちなみに給食の対象にはなっていますか。どこまで本校と同じようになっているのでしょうか。

○教育長 ちょっとそこまでは記憶にないです。今後、文部科学省は進めようとしているのですが、ただなかなか実際やるとなると、例えば一関の場合、これだけ広域になると、輸送しないで親御さんが送ってきてくださいとするのは、なかなか難しい部分はあるかなというのは正直なところ課題としてはありますし、不登校と言っても、実際には完全不登校、全く来てないというのは一関市内の場合には、今のところは7人です。不登校は全部で170人ぐらいいるのですが、30日越えて休むと不登校になるので、1週間に1日休むと不登校になるのです。そういう子は学校との繋がりが強いので無理にそっちに行く必要もないだろうなと思います。不登校の子も30日超えてギリギリの子もたくさんいますし、50から100日、100から150日と同じぐらいなのです。だから学校と繋がっているのにあえてそっちにという形が取れるのかという課題はあるかなと思いました。あとは施設の問題はあるだろうなと思います。一関の場合には閉校校舎も結構あるし、そんなに人数がいるわけではないので、こんなに大きなところが必要かという部分もあるのかなと思います。きちっと整備する必要もあり、お金の問題も絡んでくるので、すぐという話にはならないかなと思っていました。ただ一つの方法としては今後研究してみる必要があるかなという印象を受けてきました。

なお、議会でフリースクールについての質問もこの間2回ほど出ておりまして、市内のフリースクールとの連携を教育委員会はどう考えているのだという質問がありました。市内には今一つありますけれども、もう一つそういうところを作ろうとしている情報はキャッチしておりました。ただフリースクールは基本的に作る方の理念に基づいてやっていますから、教育課程とかそういう拘束を受けないので、そこの方々が仮に教育委員会と連携する場合には、ある程度の考え方は一致しないと、何でもかんでも連携というわけにはいかないと思っておりました。なおフリースクールは、次に学校に行かせるためのステップとするのではなくて学びの場をそこに設置するという考えが強いので、決してそこに行って次は学校というのを目指していないのがフリースクールの一般的な形です。

○桂島委員 例えば中学校に聞くと、完全不登校ではなくても4時間目の授業に出てきて給食を食べて帰るといったケースがあって、それでも出席になるのだと思うのですが、その前にもしかしたら保健室にもいるのかもしれないですが、例えば給食だけ食べに来るといったのは出席になるのでしょうか。

○教育長 今の学校の現状も含めて、学校教育課長。

○学校教育課長 様々な子どもたちがいるので、本当に午前中だけというパターンもある

し、あるいは授業が全部終わってから放課後だけ来るといったパターンもあるし、とにかく学校が大切にしているのは、学校との繋がりを絶やさないということです。ちょっとでも学校に来れば、学校で関われるので、声もかけられるし、そういう子どもたちなので、出席についてもそこは校長の判断でやっている部分があります。登校して少しお話して出席としている部分も十分あります。ただ出席については、何日出席したから、何日欠席したからということで進学とか何かに影響する部分ではないので、そののところはとにかく本人と保護者が少しでも自信を持って出席したという事実を持って少しずつ繋がるというところで、かなり柔軟に学校のほうでは扱っているという実態です。

○**教育長** 今学校で一番効き目があるのは別室登校で、そういうところを設けてやるというのは非常に効果があって、教室に復帰できる子もかなりいます。ただ、先生方が別にそこにつかなければならないという負担のバランスありますので、上手にバランスをとりながらほとんどの学校ではそういう形を提案しながら対応しているのが多いです。それから学校外では、たんぽぽ広場というのを山目市民センターと千厩の支所に作って、週に2回、そこに通ってくる子どもが9人ほどいるところです。あとは今、最近ICTを使って、不登校の子どもと連絡を取ろうという動きを、いろいろと学校で研究しているところであります。不登校だけど学びの場を何とか確保しようという動きは非常に前に比べて強くなってきている状況であります。

それではよろしいでしょうか。

では次に行事予定に入ります。

教育総務課長。

○**教育総務課長** (説明)

○**教育長** それでは最初に教育委員会定例会ですが、1月25日の水曜日、1時半からですが、よろしいでしょうか。

それから、前の日ですが、教育委員さん方の研修会が盛岡の県民会館でありますけれども、こちらもできれば都合をつけていただければありがたいと思います。どうしても難しい場合は欠席ということで構いませんが、よろしくお願いします。

では行事予定についてご質問はありますか。

研修会については出席の確認をお願いします。

その他(1) 一関市立中学校地域部活動の概要について

○**教育長** それでは4のその他に入ります。(1)一関市立中学校地域部活動の概要につきまして学校教育課長のほうからお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長 （説明）

○教育長 この件については非常に難しい案件であります。方向性としてそして地域部活動の方向性を示されましたので、こういう説明になりました。

何かご質問ありますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 完全に地域部活動になって、地域の指導者そして保護者に見守っていただくとなったときに、ケガとか重大な事案が発生したときの責任の所在については、これは学校から離れているので、地域とかあるいは指導者だけなのか、その辺のところの説明をお願いします。

それからもう一つですが、子どもたちは日本スポーツ振興センター法か何かの保険が適用されますよね。あとそれぞれの例えば種目によっては、保護者からお金をいただいて保険をかけるということもあるのですけれども、指導者の保険はどのようになるのでしょうか。例えば柔道で地域部活動やスポ少で重大事案が発生したときに民事裁判になって、1人3,000万円から4,000万円の負担をしなければならない事案が発生しています。例えば今、当市でも千厩地域で地域活動をやっているのですけれども、その辺のところはやっぱり指導者がどうしても悩んでいるところです。ですから保険をかけてくださいと私も一応助言はしたのですけれども、指導者が年間6千円から7千円の保険をかけた場合に、そういう重大事案が発生したときには保険が適用されるということです。指導者も、柔道に限らず他の市地域部活動で指導する方の保険もかける必要があると思うのですが、その辺も含めていかがでしょうか。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 まず責任の所在ですが、やはり学校から離れていくので、責任の所在についてはその地域部活動のほうにということに、実際にはならざるを得ないかなと思います。ただ学校のほうでは、地域の方に全部任せるのですけれども、全く関わらないというわけではなくて、学校のほうでの窓口の担当者を置きながら、連絡をとりながら相談に応じたり、あるいは生徒指導上とか、保護者間の部分についても、相談に乗ったり場合によっては行ってということもあるのかなというように思いますが、何か事故が起きたときの責任の所在という部分については地域部活動ということにならざるを得ないと思います。

それから指導者の保険についても、それぞれの種目によって大きな違いがあると思うのですけれども、こちらでお金を出して入れるということについては、現時点では考えていなくて、ただ補助金制度等も作るので、そこの中から指導者の保険の部分を出していただくとか、あるいは指導者の方自身が指導者保険というものに入っていると、その地域部活動に限らず、他のところにも適用できるのであれば、そういう部分の対象にもなって行

くので、そこに頼らざるを得ない状況があるのかなと思います。

○教育長 今の話はいろいろ聞いておりました、子どもがケガをした場合は、例えば土曜日の地域部活動で子どもがケガをした場合には一関市は高校生まで医療費無料になっていますからこれは問題ないだろうと思います。ただ指導者については、それでは対応できないので、指導者のケガは自分で対応するしかないし、あとは問題なのは柔道みたいな形で、仮に指導中にもものすごい後遺症が残るケガを負って、それが結局医療保険の対象外だった場合にどうするかという問題だと思うのですが、それで今6千円の指導者保険にという話だと思うのですが、その指導者保険の部分をこの補助金から出せる形で決定していただければいいかなと。そうすれば自己負担分は非常に少なくて済むのではないかと思います。ただそれもそうやりなさいという形に一律にしてしまうと、地域部活の自主性とか主体性の部分で問題があるので、それはそれぞれの地域部活動でその補助金を充当するということは決めてもらえばいいかなと思います。このことはいろんな場面で指摘されていました。

あとはトラブルが絶対あるので、例えば指導者と保護者のトラブル、保護者同士のトラブル、あとは子供と指導者のそりが合わないとか様々出てくると思うのです。この部分はかなり予想されるので、基本的に地域部活動内の問題だけれども、特に生徒指導に関わるような場合には、休日型の場合には顧問がいますから、顧問がある程度相談しながら進めるしかないかなと思っていました。今危惧された部分は、まさにいろいろなところでそういう話は受けていました。

桂島委員。

○桂島委員 指導者の保険という意見ですが、関中の私の子どもが入った部活に関して言えば、スポーツ保険というのに生徒も入りますし、指導者の方も入るので、その分の費用の負担は保護者から年間の活動費として集めた中で入るということになっていましたし、スポーツ少年団の指導員の資格を持つのに4年間に1回更新がありまして、1万円くらい掛かって、しかも指導員の資格を持っている方が2人いないとスポ少活動ができないということなので、それも保護者のほうで4年分で1万円なので、1年間2,500円をスポーツ少年団の会長が挨拶がてらにお渡しに伺っていました。ケガというのは十分に考えられると思うので、そこは教育長さんがおっしゃったように、それぞれの話し合いにはなっていくと思います。ちょっと危惧しているのが、19時までのスポーツ少年団で、今いる先生は経験者だったので顧問の先生が19時までついていてくれるので、それを前提に保護者が実際に来るのが18時ぐらいだったりするのです。それが顧問の先生がいなくなったら、保護者は多分仕事終わってからという17時には来ることができなくて、私もスポ少の会長を9月までやっていたけれど、2人の保護者が担当するのですが来ない方もいて、そうすると2人の保護者で責任を負うところが1人になってしまって、それでケガをしたり熱中

症になったりした時の対応が保護者1人になると負担がかかるので、実際に部活動の地域化となったときにやはりトラブルもあると思うので、そこはしっかり決めてやらないといけないと思います。1人にだけ責任がかかるということがないように、指導者の方もそうですけれど、盛岡で実際に活動中に熱中症の症状を訴えたお子さんがいて、そのときに指導者がちょうどいないときで、休ませて様子を見ていたら亡くなってしまったのですね。生徒さんの親御さんが歯医者さんだったのですが、いまだに訴訟が何年経っても継続しているということなので、後遺症の話もそうですし、あり得るかなと思うので、地域部活動化にするときにはそこも踏まえてしっかり話し合わない、何かあってからでは遅いと思います。いろんなケースを考えて、そこまでやっていかなければいけないのかと考えていました。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 部活動の考え方自体が今すごく大転換になっていて、そもそも勤務時間外の部活動というのが当たり前の業務になっていたのですけれども、実際には見直されようとしているのが、本来先生方が勤務時間外に部活の指導をすること自体は当たり前ではないはずなのだけれども、それが当たり前にやられてきている部分があって、それを今転換しようとしているので、何が当たり前で何が当たり前ではないかというのが今混沌としている状況なのかなと思います。世の中がもう少し、勤務時間外のものというのは、本来は当たり前ではないのだという意識が広まってくると、もう少し保護者やスポ少の考え方も変わってくるのかなと思います。今学校で非常に困っているのは、休日型の話をしたときに、今まで先生方にやってもらっていたのがやってもらえなくなるという、そういう意識は非常に大きいのかなと。そこのあたりの意識の変革なり、世の中の仕組みがもう少し全体的に全国的に変わってくるといいのかなと思うけれども、やってもらっていた部分がやってもらえなくなるという部分が今学校と保護者のところで苦労しているところで、保護者にとっては丸投げというか、先生方は何もやらないのかというところで、本来のところの考え方が少しずつうまく移行していくといいのかなと思います。

○桂島委員 先生方を見ていると、土日も顔を出して、日曜日も大きな大会があると顧問として同行しますし、夜もスポ少で、連絡なども夜に顧問の先生からメッセージが来て、それをまた保護者の方たちに全部連絡をして確認してというので、コロナということもあってなかなか集まれないので、会長がやることが本当に多くて結構しんどい1年でした。先生方も本来は土日お休みして、しっかりリフレッシュしてもらってというのが大事かなと思うので、そうでないとメンタルの切り替えもできないと思います。当たり前ではないというのを皆さんに啓蒙をして、先生たちの今までは善意であって、生徒のために自分の時間を使ってやってもらっていたことが当たり前ではないということも啓蒙して理解して

もらうことが必要だと思います。

○**教育長** 大事な部分で、それも非常に話題になっておりました。現実的には今過渡期なので、例えば先生がつかない時間、父母会の練習のときには全部の保護者でなくてもその父母会の中で話し合っただけを決めるとか、あるいはその日はもう父母会で対応できないときには先生が暫定的に対応するというような過渡期の部分というのはどうしても必要なのかなと思います。それはそれぞれの場所で決めていかないと、市が一律にこうだというのはできないだろうなと思いますので、そういう過渡期の対応が必要だろうと思います。もう一つは先生方の中にもやる気のある先生はいっぱいいますので、その先生は地域の一員として、その部に関わる学校の先生としてではない一員として入っていくことは全く構わないので、そういう話が父母会とつければ、それはその先生が地域部活の一員として頑張ってもらおうということはあるのではないかなと思います。

その他いかがでしょうか。

大浪委員

○**大浪委員** 中学校から息子が古川に行ってしまったので、ちょっと部活動のことが全くわからないという感じになっているのですが、今の部活動というのは入らなくてもいいものになっているのですか。私が今日感じたのは、学校から部活動がなくなって、スポ少とは違うとは書いておりますが、スポ少のようなものになっていく。先生は顧問という立場ではあるけれども、実質タッチをしていく部分というのは名前だけ。もしくは大会では、例えば一関中学校野球部みたいな名目ではなくなるという流れが全国的に生じているという考え方でよろしいのでしょうか。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** まず部活動の加入については、基本的には今は任意という流れが非常に大きくなっています。ただ、現実的に一関市では、入らなくてもいいですよとはあまり大きく言っていないので、基本的に子どもたちは原則加入すると思っていますし、学校の生徒会の規則の中でも、部活動に加入しようということを生徒会規則の中で作っている部分もあるので、基本的には原則加入と思っている保護者や子どもたちが今までは多かったかなと思います。ただ昨年、今年あたりからは少しずつ部活動については、例えばサッカーのどこかのスポーツ少年団でやりたいという子どもたちについては、部活動に加入しなくてもそちらに加入するという形で進んでいます。前までだと、とりあえず何か文化部に一応加入しておいて、そして活動はしないけれども実際は放課後、サッカーとか野球をやっていたのですが、今は多くの学校では、放課後に何か別な活動をしたいという子については部活動をしなくてもいいよということで認めながらやっているのが現実的です。ただ、来年からは市の教育委員会としても、部活動については必ずしも義務付けないという

ことを明記して通知することにしてはいますし、学校も来年からそうするということで保護者のほうには通知しています。ただ、部活動についてはいろいろな意義が大きいので、人間関係を作ったり達成感を養ったり、非常に意義は深いものなので、一関市としては任意という言葉を使って、入っても入らなくても任意だからいいという気持ちをあまり前面に出したくないので、加入を推奨するという「加入推奨性」という言葉を使って、できるだけ加入を推奨するような形で持っていこうということでやっています。

それから、大会の参加については、今一関市においては地域部活動という名前で、中体連の大会に参加することができます。それは地区の校長先生方のところで確認をしています。ただ、岩手県とか全国については、まだ地域部活動として、例えば千厩の柔道であれば千厩地域柔道クラブでは県大会に出ることはできないので、地区から上がって、全国や県に行くときには千厩中学校柔道部として出るので、その時だけ特別の臨時の顧問をつけて、部として参加をするという形になっています。ただこれからは、もう来年再来年あたりからは中体連の参加の規定も少しずつ見直されていって、地域部活動で参加することが可能になっていくのではないかなと思います。ただ、条件として、地域部活動として参加できる地域部活動は、資格を持った人が指導者の中にいなければいけないとか、非常に現時点では厳しくなるような状況になっていますので、一関市のように誰か保護者の方が中心になってちょっと指導できる人がクラブを作ってというのは、上の大会に出る時には厳しい状況には現時点ではなるかなと思っていますので、上の大会に出るときにはある程度部として、上に上がるときだけ顧問をつけながら部活動として参加するというのが現実的になるのではないかなというのが今の状況です。

○教育長 非常に大事なところなのですが、一関市では去年一昨年あたりまでは全員加入が原則だったのです。これは県内で結局最後は一関市だけ残ってしましまして、当初そういう方向で、部活動は全員加入で学校もそれで構わないという方向で行こうとはしていたのですが、全国的にその流れが強まりまして、そのまま一関市だけ続けるわけにいかない状況が出てきましたので、方針はある程度変更せざるを得ない状況になってきました。新しい大東中学校の情報ですと、250人ぐらいの学校なのですが、今度部活動に入らないという生徒が19人出てきておりますので今後そういう動きというのはかなり強くなるのではないかと見ています。ちなみに高校入試では今まで部活動による大会、例えば県大会で準優勝したというのは推薦の条件だったのですが、これはなくなります。ただ自分のアピールとして、私は県大会で準優勝しましたというのをアピールすることは構わないのですが、それを高校側が条件として提示するということはなくなります。そこもやはり大きな流れ、加速する流れなのではないかなと思います。

その他いかがでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 確認ですが、地域部活動になってしまうと、学校から少しずつ離れてしまうと。現実的に、例えば高体連中体連そして小体連もそうなのですけれども、県レベルだと、部の顧問が、基本的には中体連のメンバーなのです。高体連も部の顧問が高体連のメンバーなのです。そういうものが今度地域部活動になってしまうと、全く消滅していかざるを得ないと思います。そうすると、県レベルの大会とかあるいは東北大会レベルの大会、それから全国大会レベルの大会というものが無くなってしまって、子どもたちが人と競い合うような形が消滅してしまうのかなということが危惧されますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 その大会については今まさに全国の中学校の体育連盟等で協議をしているようです。先生がいないということは大会を運営する人がいなくなってしまうという心配があるので、やはり今、大会の参加規定を変えようとしているのですが、それを見ると、地域部活動として参加する場合、参加できる地域部活動というのは、それこそ審判の資格を持った人がいなければならないとか、あとは大会運営に参画する人をつけないと、参加は認めませんという、運営を意識した地域部活動の参加基準というか、資格を持った人もいない、大会運営に協力できる人もいないような地域部活動の参加は認めないといった方針を示されてきているようですので、何でもかんでも地域部活動が参加できるというのはなかなか難しいのかなという状況です。

○教育長 その他、よろしいでしょうか。

最後に、これは一関市の概要版ですけれども、これ市町村によって全然違います。実は国から示されたのが大まかなものしかなくて、あとはそれぞれ考えてくれという中身ですので、全国的には都市部、東京の近くなどではどちらかというとスポーツクラブなどが受け皿になるというやり方ですが、岩手県内は特に一関市もそうですが、スポーツクラブがそもそもないと。そしてこの間の話し合いの中で各競技団体の代表者も言っていました、高齢化でとてもじゃないけれど市内の16校の中学校の部活動を受け取って、それぞれのところでやっていくことは体力的に厳しいと思います。そういう部分では一関はこういうやり方で進めようとしていますので、これが一般的なやり方とは必ずしもなりませんので、そこは申し添えておきたいと思います。

それではその他(1)は終わります。

その他(2) その他

○教育長 (2)のその他に入ります。事務局は特にありませんか。

それでは佐藤委員さんから情報提供をよろしくお願いします。

○佐藤委員 この間の新聞等でも、先ほどの教育長の行事報告の本寺地区での説明会の記事等も拝見して、いよいよ世界遺産登録に関する議論というのが大事な部分になってきていると感じました。ですが私自身、この長い世界遺産登録に向けた議論等を全て理解しているわけではないので、ただ一市民としてこのことについてある程度理解を深めておかなければいけないと思ひまして、いくつかの自分のところにある資料を読んで抜き書きをしたという資料になります。資料としては、中世史の歴史の先生の本に書かれた資料、吉田敏弘先生というのは、長くこの骨寺の研究をされていた先生ではないかと思ひますし、もう一つは世嬉の一酒造が作っているお餅に関する小冊子です。この二つを基に作った資料になります。

(資料について説明)

○教育長 ありがとうございます。私達に取り組んでいるものについて、改めてこうやってまとめていただくと非常にいい情報だったと思ひます。

文化財課長。何かコメントありましたらお願いします。

○文化財課長 平泉の文化遺産が2013年に世界遺産登録の暫定リストに登載されまして、骨寺も平泉文化遺産の構成資産の1つになれば、平泉の世界遺産登録の実現の力になるというような働きかけがありまして、ここに書いてあるとおりの素晴らしい景観を持つまちでございまして、地域の文化を生かしたまち作りに舵を切ったのが平成15年だったと思ひます。その流れの中で世界遺産登録を実現していくためには国の史跡になることが必要となりますので、国の史跡登録そして重要文化的景観を保全するために重要文化的景観の選定という流れがあったと記憶してございまして。やはり教育長がおっしゃった通り、地域の方々がこの美しい景観を守ろうとする、歴史を受け継いでいこうというような取組は素晴らしいと思ひますし、私どものほうでもそういった取組に協力させてもらおうというのはとてもいい経験といひますか、いい仕事をさせていただいているところでございまして。世界遺産登録のほうはこれからちょっとどうなっていくかわからないところがございまして、ここに書いてあるとおりの、世界遺産になるならならぬに関わらず骨寺の魅力が変わってくるものではございませぬので、そういったところを大事にこれからは受け継いでいけるような取組をしていければいいと考えているところでございまして。

○教育長 いずれそういう視点も大事にしながら、かつ世界遺産に向けての取組も今年度中にはある程度方向性が、構成資産については決定すると思ひますので、そこに向けては全力を尽くしたいと思ひます。ありがとうございます。

それではその他に皆さん方からありますか。

私からですが、今度3月に閉校する学校が小中学校10校、閉園する幼稚園が4園あるの

で14か所で閉校閉園式を行います。教育委員さん方の出席について、できるだけ早く情報提供していただいたほうがいいかなと思います。あと4月に開校式が2つほど行われますから、これも含めて日程を次にはもう出したほうがいいと思いますので、もしわかればもっと早くてもいいですが、よろしくお願いします。14か所に全員が行くのはちょっと難しいと思うので、その分担も含めてよろしくお願いします。

桂島委員。

○桂島委員 閉校式は3月で、卒業式の告示の分担の他に閉校式ということですね。

○教育長 かなり大変です。そこはコロナの状況も見ながらですね。

○伊藤委員 閉校式は何か私達の役割はありますか。

○教育長 私が出れば教育委員会からは私が告示をします。卒業式などは分担してやっていたのですが、閉校式については市主催なので、基本的には市長と私のほうで出席し、私は告示を行う予定であります。全部対応できるかどうかわからないので、もしかすると対応が出てくるかもしれませんが、基本的には私のほうで対応します。

14日間に分けないで、同じ日に午前午後とやってしまうこともあります。そこら辺も含めて早めに決めましょう。

○桂島委員 例えば卒業式と閉校式が同じ日という可能性はありますか。

○教育総務課長 基本的にはかぶらないようにします。

○教育長 まず3月10日から20日の間に卒業式で、閉校式は20日過ぎるのではないかと思います。ちなみに教育委員会は4月から花泉に引っ越しになりますので忙しい月になりそうです。

○大浪委員 なぜ引っ越しになるのですか。

○教育長 場所が移動になります。組織も若干再編しますけれど、構造的に変えてしまうということから、文化財課も合同庁舎にありますので1か所にまとめるということで花泉支所の方に行く方向で今進んでおりました。

○伊藤委員 そうすると定例の教育委員会は、基本的には花泉ですか。

○教育長 そのとおりです。今5階に教育委員会、あとは文化財課が合庁にありますが一緒になって花泉の3階になると思います。

それに関わっていろいろ考えなければならぬ部分もたくさんありまして、それが閉校式と同じ月になってしまいますので、それも含めて早めに日程を出しましょう。

それでは以上で第243回一関市教育委員会定例会を終わります。